

各位

2023年3月吉日
新新薬品工業株式会社

濫用のおそれのある医薬品に含有する有効成分の対象変更について

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働大臣が指定する「濫用のおそれのある医薬品」の範囲が令和5年4月1日より変更されます。これに伴い、弊社が販売する下記の製品が「濫用のおそれのある医薬品」の対象となります。

適正な使用のために必要と認められる数量とは、原則として、薬効分類ごとに1人1包装単位（1箱、1瓶等）です。例えば解熱鎮痛薬と鼻炎薬など、使用目的が異なる医薬品を販売等する場合には、それぞれの用途ごとに1人1包装ずつが適正数量となります。

店頭販売の際は、上記についてご留意頂きたくお願い致します。

記

《通知》

令和5年2月8日 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知 薬生発0208第1号 「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保などに関する法律施行規制第十五条の二の規定に基づき濫用のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について

《変更点》

改正後	改正前
1. エフェドリン	1. エフェドリン
2. コデイン	2. コデイン（鎮咳去痰薬に限る）
3. ジヒドロコデイン	3. ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る）
4. プロモバレリル尿素	4. ブロムワレリル尿素
5. プソイドエフェドリン	5. プソイドエフェドリン
6. メチルエフェドリン	6. メチルエフェドリン （鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る）

《変更日》

2023年4月1日

《該当する製品》

- ・鎮咳去痰剤ポリコデン錠
- ・布亀かぜゴールドカプセルDX
- ・エスピラCS
- ・総合かぜ薬ラドン顆粒A
- ・保寿小児ポッポ
- ・トピックせきどめ液
- ・新エザック鼻炎カプセル
- ・新コバドリンS錠
- ・新ノーカイン
- ・鼻炎カプセルA

以上